

入札告示

札幌市告示第 3736 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 4 年 9 月 21 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市保健福祉局総務部総務課 電話 011-211-2932
メールアドレス hokenhukushisomu@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
要配慮者二次避難所（福祉避難所）研修動画作成業務
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 5 年 1 月 6 日までとする。
- (4) 納入場所
札幌市保健福祉局総務部総務課
札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 3 階北側
電話 011-211-2932
- (5) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り持てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」・中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」又は「映画・ビデオ制作業、放送業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 本告示に示した物品の納入が十分に可能な者であること。
- (7) 業務を担当する事業所（本店・支店等）が札幌市内にあること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。また、札幌市公式ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

(掲載先 URL: <https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/nyusatu/keiyaku-ippan.html>)

- (2) 入札説明書の交付方法

上記1の場所にて交付する。また、前号に掲げるURLにおいてもダウンロードすることができる。

- (3) 入札参加提出書類及び入札書受領期限

令和4年10月4日（火）12時00分まで（送付の場合は必着のこと。）

- (4) 開札の日時及び場所

令和4年10月4日（火）16時30分

札幌市役所本庁4階障がい保健福祉担当局長会議室

- (5) 入札書の提出方法

入札書は、持参又は郵送により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封側に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『令和4年10月4日16時30分開札「要配慮者二次避難所（福祉避難所）研修動画作成業務」の入札書在中』の旨を記載し、上記1あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に『令和4年10月4日16時30分開札「要配慮者二次避難所（福祉避難所）研修動画作成業務」の入札書在中』の旨を記載し、上記1あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札を認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金

要。契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。